

さがえ

山形県 寒河江市「地域おこし推進員」募集要項（観光振興支援）



山形県の寒河江（さがえ）市をご存知ですか？ここはサクランボの栽培面積、収穫量、生産額が全国でもトップクラスで、初夏には真っ赤なルビーのような果実を求めて県内外から多くの観光客が訪れる活気あるまちです。他にも、中尊寺にも匹敵する長い歴史を持つ国史跡「慈恩寺旧境内」があり、秋には東北最大級の「神輿の祭典」が開催されます。地元グルメの「寒河江やきとり」は、一度食べたら忘れられない美味しさです。

そして、自然好きにはたまらない環境も魅力の一つで、山々に囲まれた寒河江川と最上川が流れる風景は絶景です。しかも、アクセスも抜群で山形空港や山形駅まで車で約 30 分、仙台市まで約 1 時間と、便利な立地です。

しかしながら、本市も他の地方都市と同じように人口減少や少子高齢化に直面しており、課題を解決するためのマンパワーを求めています。さあ、あなたの力を地域おこしに活かしてください。きっと、かけがえのない経験と、温かい人々との出会いがあなたを待っているはずです。

寒河江市では、あなたのようなチャレンジ精神あふれる方を心から歓迎します。あなたのアイデアを実現するサポート体制も整っています。歴史と文化、自然、そして人情味あふれるこのまちで、一緒に新しい未来を創っていきませんか？



1 募集人数：1名

2 勤務地：寒河江市役所さくらんぼ観光課、寒河江市観光物産協会、その他市内全域

3 業務概要：観光振興支援（観光コーディネーター）

本市では、寒河江市観光振興計画を策定し「SAKURANBOツーリズム～体験型観光の先進地～」を将来像として掲げ、体験型コンテンツの造成やインバウンドの拡大に取り組んでいます。体験型観光コンテンツの有効活用とホームページやSNS等のインターネットによる観光情報の発信強化、インバウンドによる外国人の誘客のため、下記の業務に取り組む地域おこし推進員を募集します。

- ・観光情報の発信…SNSなどのWEBサービスを活用し、外部からの視点での寒河江の魅力や観光情報の発信など。
- ・体験型観光の推進…体験型観光のコンテンツを組み合わせた観光コースの設定や観光ガイドの育成など。
- ・インバウンドの拡大…外国人向けの観光資源の掘り起こしや外国人誘客のための観光情報の発信など。

4 募集対象

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に居住しており、採用後、寒河江市に住民票を異動することができる方。ただし、「地域おこし協力隊員」であった人（同一地域において2年以上活動し、かつ解嘱1年以内）は、都市地域外から住民票を異動させた場合であっても対象とします。
- (2) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- (3) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活性化活動に取り組むことができる方
- (4) 令和7年度中に勤務を開始できる方（着任日は相談により決定します）
- (5) 普通自動車免許を有する方
- (6) パソコンの操作ができる方
- (7) 着任時点で20歳以上の方

※三大都市圏をはじめとする都市地域等…条件不利地域（過疎法、山村振興法、離島振興法の指定地域）以外の地域

5 求める人物像（必須要件ではありません）

- (1) 観光事業の企画・運営を行うことができる方
- (2) 観光プロモーションなどの広報活動ができる方
- (3) ホームページやSNS等での情報発信ができる方
- (4) 外国人向けの情報発信ができる方
- (5) 将来、市内で起業や就職し本市の観光振興事業に携わる意欲のある方

6 勤務時間

- (1) 勤務日は、月曜日から金曜日を原則とします。
- (2) 勤務時間は午前8時30分から午後4時30分までを原則とし、活動内容に合わせフレックスタイム制も可能とします。(週の合計35時間)
- (3) 活動内容により、上記時間外、土日祝日、夜間に出勤する場合があります(別途、時間外報酬あり)。

7 雇用形態及び期間

- (1) 寒河江市の会計年度任用職員として、寒河江市長が任命します。
- (2) 期間は、着任日から令和8年3月31日までとし、1年度単位で更新し、最長3年を限度に再任できるものとします。着任日は相談により決定します。
※着任期間例：令和7年7月1日～令和10年6月30日
- (3) 相談により、令和8年度以降は副業可能な形での委嘱とすることも可能です。その場合、下記の報酬等および待遇・福利厚生(6)は、記載と異なるものとなります。詳細はお問い合わせください。

8 報酬等：時給1,478円(月21日勤務の場合217,266円+時間外報酬)

また、令和7年度は12月に期末・勤勉手当を支給します。次年度以降は、6月と12月に期末・勤勉手当を支給します。

9 待遇・福利厚生

- (1) 住居として、市が提供(市が貸借し、費用負担)する市内の住宅に居住していただきます(ただし、水道光熱費等は個人負担となります。)
- (2) 移住に要する費用として、引越事業者への委託費用を(上限200,000円)市が負担します。
- (3) 山形県産米(毎月5kg)をPRのために提供します。
- (4) 業務で使用する活動用車両、パソコン等を貸与します。
- (5) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
- (6) 年次有給休暇等があります(休暇については、寒河江市会計年度任用職員要綱により定められたとおりとします。)

10 応募手続き

(1) 受付期間

令和7年4月25日(金)から5月23日(金)までの期間中に随時受付し選考を実施。

※採用者が決定した場合は、募集期間内でも受付けを終了する場合があります。

※提出書類は締切日必着

(2) 提出書類

- ①履歴書(市販のもので可。写真添付必須)志望動機欄は必ず明記してください。
- ②レポート 題名「地域おこしのために私ができること、そしてしたいこと」
1000字程度で作成してください(A4、書式自由、パソコン作成可)。
- ③その他、これまでの経歴の中での活動内容が分かる資料があればご提出ください。

(3) 申込み・問い合わせ先

〒991-8601 寒河江市中央1丁目9番45号

寒河江市さくらんぼ観光課 担当 芳賀

電話：0237-85-1674、Email：johokanko@city.sagae.yamagata.jp

11 選考

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、面接により決定します。

※会場は寒河江市を予定していますが、遠隔地の場合はオンライン面接も可とします。

※第2次選考のために必要な交通費等は、個人負担とします。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考結果の報告は、6月上旬を目途に文書で通知します。任用決定後、住居の確認を行い、着任となります。

※ご希望の方は、活動や生活の場となる市内の見学が可能です。お問い合わせください。

